

6 分限処分及び懲戒処分

6-1 分限処分

令和6年度に、地方公務員法第28条の規定により行った分限処分は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	計
知事部局等(人)	0	622	0	0	622
教育委員会(人)	0	1,046	1	0	1,047
警察本部(人)	0	314	0	0	314

注1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

6-2 懲戒処分

令和6年度に、地方公務員法第29条の規定により行った懲戒処分は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局等(人)	0	4	2	3	9
教育委員会(人)	15	14	21	11	61
警察本部(人)	2	7	5	0	14

注1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上。